

令和2年5月7日
調査及び立法考査局
外交防衛調査室・課

2019年ウイグル人権法案の概要

1 審議経過

- 2019年1月17日 上院に提出 (S.178)
2019年9月11日 上院で全会一致で可決
2019年12月3日 下院で修正のうえ、賛成407、反対1で可決

2 構成

以下の全9条から成る。

- 第1条 略称
第2条 目的の表明
第3条 適切な議会委員会
第4条 確認事項
第5条 議会の意思
第6条 米国の中華人民共和国に対する政策表明の更新
第7条 グローバル・マグニツキー人権責任法¹に基づく中華人民共和国の特定の高官に対する制裁の適用
第8条 中国の新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する報告
第9条 中華人民共和国政府による個人のプライバシー、自由及びその他の基本的人権の抑圧に不可欠な能力を提供する特定品目の輸出、再輸出及び国内移転の制限

3 概要

- ・ 大統領に対し、中国のウイグル族に対する扱いに関連した制裁及び輸出規制を科すことを指示する。
- ・ 大統領は、中国の新疆ウイグル自治区におけるウイグル族に対する大量収監、政治教化などの深刻な人権侵害に従事、またはこれに責任を負う中国政府高官のリストを議会に報告しなければならない。大統領は、当該人物に対し、査証の発給停止及び資産凍結の制裁を科さなければならない。大統領は、米国の国益を根拠として、その制裁措置を撤回することができる。
- ・ 大統領は、(1) 偵察、(2) 個人の行動の監視及び制限、(3) インターネットへのアクセスの監視及び制限、(4) 顔または声紋認証による個人の識別を行う能力を提供する品目を含む

¹ Global Magnitsky Human Rights Accountability Act (subtitle F of title XII of National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2017), P.L. 114-328. <[https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:22%20section:2656%20edition:prelim\)](https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:22%20section:2656%20edition:prelim))>

む基本的人権の抑圧に不可欠な能力を中国に提供する品目を特定しなければならない。大統領は、(1) 当該品目を規制品目リスト (CCL) に記載し、(2) 当該品目の中国に対する、または中国国内における輸出、再輸出及び移転について承認を求めなければならない。

- ・ 大統領が議会に対し、中国が新疆におけるウイグル族の大量収監の終了を含む特定の行為を履行したことを報告したときは、米国貿易開発庁の中国における活動に対する資金充当の禁止などの一定の禁令を解除する。
- ・ 国務省は、強制労働収容所における被拘禁者数の推計を含む新疆における人権侵害について、議会に報告しなければならない。

(出典)“S.178 - Uyghur Human Rights Policy Act of 2019,” Congress.gov website <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/178>> を基に作成。

担当：外交防衛課 山本彩佳